

## 学校給食費について

### 1. 概要

本市の学校給食に係る経費については、学校給食法等に基づき、給食の実施に必要な施設や設備に関する経費、人件費などは市が負担し、食材費のみを学校給食費として保護者にご負担いただいています。

本市は、学校給食費を令和2年4月の改定より約5年間にわたり値上げをせず据え置いてきました。しかし、この間、近年の急激な物価高騰の影響により、給食で使用している食材費が大幅に上昇していて、保護者からの学校給食費のみでは食材費を賄うことができていない状況にあります。

給食の質や量を維持し、献立の工夫等による食材費の節減に努めながら、国の交付金等を活用した学校給食費の無償化や物価高騰分による食材費の不足分を本市で補填してきましたが、予想を超える価格高騰が続いていることから、これまでの対応では、栄養バランスや献立水準の維持が非常に困難となっています。また、学校給食は食育の生きた教材としての意味もあり、食育の観点からも給食をさらに充実させる必要があります。

このような状況を踏まえ、学校給食の安定供給と充実した給食となるよう、令和8年4月から学校給食費を適正な額に改定を行う予定をしております。

### 2. 学校給食費の見直し

米価、その他物価高騰分及び本来の学校給食費（食材費相当額）を考慮し、下記のとおり学校給食費の改定を予定しています。

実施時期：令和8年4月から

改定前			⇒	改定後		
校別	月額	基準額 (日額)		校別	月額	基準額 (日額)
小学校	4,400 円	261 円		小学校	5,800 円	344 円
中学校	4,800 円	306 円		中学校	6,300 円	402 円

### 3. その他

国が示した令和8年度からの小学校給食無償化に合わせ、本市独自に中学校についても無償化を実施すべく、令和8年度予算を計上しました。また、アレルギーや不登校などにより給食を食べていない児童生徒に対しても、公平性の観点から支援を行う予定です。